

(様式2)
処分基準(不利益処分関係)

法令名	河川法	担当課	河川課	検索番号	
不利益処分	ダム操作規程の変更命令	根拠条項	第47条第4項		
<p>(根拠規定)</p> <p>第47条</p> <p>4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。</p> <p>(処分基準)</p> <p>河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)</p> <p>河川法第二章第三節第三款(ダムに関する特則)等の規定の運用について(昭和41年5月17日付け建設省河発第178号建設省河川局長通達)</p>					